

うみしんWEBバンキングサービス利用規定補足

第1条 (パスワード)

- パスワードの入力を6回連続して誤入力した場合、当該パスワードの利用を停止します。
- パスワードの再利用は所定の用紙に必要事項を記入のうえ、当金庫へ持参し、当金庫から連絡を受けたパスワードにより、利用可能とします。

第2条 (契約手数料)

本サービスの契約手数料(契約時のみ、個人・個人事業主：1,000円、法人：5,000円)および消費税は翌々月1日(休日の場合は翌営業日)に自動的に引き落とします。

第3条 (振込手数料)

本サービスの振込手数料は、振込の都度、以下の料金および消費税を支払指定口座より自動的に引き落とします。

振込金額	店内	本支店	他行
5万円未満	無料	100円	400円
5万円以上	無料	300円	

第4条 (サービス依頼、承認の期限)

振込種類	登録開始日	登録最終日
即時資金移動	当日限り(午後3時まで)	
予約資金移動	振込指定日の1ヶ月前	前営業日(午後3時まで)
マルチペイメント	当日	当日

※振込・振替登録日が金融機関休業日の場合は翌営業日に登録されたものとします。

第5条 (サービスの取扱時間)

本サービスの取扱時間は下記の通りとします。

サービス名		平日	土・日・祝日
照会	残高照会	8:00~22:00	8:00~20:00
	入出金明細照会		
	取引履歴照会		
資金移動	即時振込	8:00~15:00	×
	予約振込	8:00~22:00	8:00~20:00
	予約・結果照会		
マルチペイメント (収納サービス)	税金・各種料金の払込	8:00~22:00	8:00~20:00
	取引履歴照会		

※ マルチペイメントは1月1日~1月3日と5月3日~5月5日は使用不可

第6条 (サービス利用口座)

- サービス利用口座は、ご契約者名義の口座のみに限り、科目は普通預金、当座預金とします。
- サービス利用口座の追加、変更、削除は申込書により行います。

第7条 (サービスの解約)

サービスの解約は申込書により行います。

第8条 (口座確認における不正行為)

口座確認における不正行為による口座情報や名義人名の流出を防止するため、

- ①自金庫宛の振込取引に対して、契約先の取引により口座確認取引回数が10回を超えた場合には、本サービスの利用を停止しますので、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
なお、口座確認取引回数は、資金移動取引正常実行時に照会回数を「0」に戻します。
- ②資金移動予約取消を1日に10回を超えた場合には、本サービスの利用を停止しますので、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
なお、予約取消回数は日毎の回数管理とし、翌日は「0」に戻します。

第9条 (各項目の記載内容)

1. 振込依頼人名・受取人名などの記入

- ①振込依頼人名・受取人名などは左詰めとし、残りをスペースとします。
- ②振込依頼人名・受取人名などはカタカナ文字を使用とします。
- ③個人の姓および名、法人または営業所の種類名および名称は、それぞれの分ち書きはできません。
個人の姓と名、法人の種類と名称、法人名と営業所名とは、それぞれの間にスペースを入れて分ち書きとします。
但し、後記2「略語の使用法」により略語を使用する場合には、スペースに代えてカッコを使用します。

(例)

イ. 個人の場合 (注: □: スペース)

山本一郎⇒ヤマモト□イチロウ

ロ. 法人の場合

株式会社 山本商店東京支店

⇒カブシキガイシャ□ヤマモトショウテン□トウキョウシテン

2. 略語の使用法

法人・営業所および事業所の種類名は、次の用法に基づき略語を使用することができます。

- ①法人略語および営業所略語は、略語判別表示としてカッコを使用します。
なお、事業略語には、略語判別表示を付さない。冠頭語と事業略語とは続けて記入し、分ち書きはできません。

(例)

○ カ) ヤマモトショウジ

○ ヤマモトショウジ (カ) トウキョウ (エイ)

○ ヤマモトショウジ (カ)

②略語の使用は、1法人名につき1個とします。ただし、法人略語、事業略語および営業所略語のそれぞれを組み合わせ併用してもよいこととします。

(例)

「平成火災海上保険株式会社 名古屋営業所」の場合
→エイセイカサイ (カ) ナゴヤ (エイ)

③略語を使用することができる用語および略語

ア. 法人略語 (括弧またはピリオドを付して使用)

用語	法人略語		用語	法人略語	
株式会社	カ	(株)	学校法人	ガク	(学)
有限会社	ユ	(有)	国立大学法人 公立大学法人	ダイ	(大)
合名会社	メ	(名)	社会福祉法人	フク	(福)
合資会社	シ	(資)	更生保護法人	ホゴ	(保護)
相互会社	ソ	(相)	特定非営利活動法人	トクヒ	(特非)
医療法人、医療法人社団、医療法人財団 社会医療法人	イ	(医)	独立行政法人	ドク	(独)
			地方独立行政法人	チドク	(地独)
			弁護士法人	ベン	(弁)
財団法人	ザイ	(財)	有限責任中間法人	チュウ	(中)
一般財団法人			無限責任中間法人		
公益財団法人			行政書士法人	ギョ	(行)
社団法人	シヤ	(社)	司法書士法人	シホウ	(司)
一般社団法人			税理士法人	ゼイ	(税)
公益社団法人			農事組合法人	ノウ	(農)
宗教法人	シユウ	(宗)	合同会社	ド	(同)
管理組合法人	カンリ	(管理)	社会保険労務士法人	ロウム	(労務)

イ. 営業所略語 (括弧またはピリオドを付して使用)

用語	営業所略語	
営業所	エイ	(営)
出張所	シユツ	(出)

ウ. 事業略語 (括弧なし)

用語	事業略語	
連合会	レン	連
共済組合	キヨウサイ	共済
協同組合	キヨウクミ	協組
生命保険	セイメイ	生命
海上火災保険	カイジヨウ	海上

用語	事業略語	
火災海上保険	カサイ	火災
健康保険組合	ケンポ	健保
国民健康保険組合	コクホ	国保
国民健康保険団体連合会	コクホレン	国保連
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ	社保
厚生年金基金	コウネン	厚年
従業員組合	ジユウクミ	従組
労働組合	ロウクミ	労組
生活協同組合	セイキョウ	生協
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ	食販協
国家公務員共済組合連合会	コクキョウレン	国共連
農業協同組合連合会	ノウキョウレン	農協連
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン	経済連
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン	共済連
漁業協同組合	ギョキョウ	漁協
漁業協同組合連合会	ギョレン	漁連
公共職業安定所	シヨクアン	職安
社会福祉協議会	シヤキョウ	社協
特別養護老人ホーム	トクヨウ	特養
有限責任事業組合	ユウクミ	有組

3. 仕向金融機関番号・被仕向金融機関番号および仕向支店番号・被仕向支店番号

仕向金融機関番号・被仕向金融機関番号は統一金融機関番号とし、仕向支店番号・被仕向支店番号は統一店番号とします。

4. 仕向金融機関名・被仕向金融機関名および仕向支店名・被仕向支店名

①取引金融機関名・引落金融機関名および取引支店名・引落支店名はカナ文字を使用します。

②取引金融機関名・引落金融機関名および取引支店名・引落支店名は左詰めとし、残りをスペースとします。

以上